

一般社団法人北海道建築士会 北見支部規約

(名称)

第1条 この支部は、一般社団法人北海道建築士会北見支部（以下「支部」という）と称する。

(目的)

第2条 支部は、一般社団法人北海道建築士会（以下「本会」という）定款に規定する目的達成のため必要な事業を行う。

(事務所)

第3条 支部の事務所は北見市内に置く。

(区域)

第4条 この支部の区域は、北見市区域、訓子府町区域、置戸町区域とする。

(役員)

第5条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 6名以内
- (3) 支部理事 若干名
- (4) 支部監事 2名
- (5) 支部常任理事 2名

(役員を選任)

第6条 支部理事及び支部監事は支部総会において支部会員のうちから選出する。

- 2 支部長及び副支部長は、支部理事の互選により定める。
- 3 支部常任理事は、支部会員のうちから支部長が選定し、理事会の承認を受けるものとする。

(役員職務)

第7条 支部長は支部を代表し、会務を掌理する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は支部長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 支部理事は、支部の業務を分担執行する。
- 4 支部監事は、支部の業務及び会計を監査し、監査報告を作成する。
- 5 支部常任理事は、支部長の指導を受け会務を処理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員はその任期満了後でも、後任者の就任までは、なおその職務を行う。

(報酬)

第9条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は本会規定に基づき支払うものとする。

(顧問、相談役、参与)

第10条 支部に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、支部理事会の承認を経て支部長が委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は、支部長の諮問に応じ、かつ会議に出席して意見を述べるができる。

(支部総会)

第 11 条 支部総会は支部通常総会として毎事業年度終了後、一か月以内に開催し、支部長が召集する。

2 支部臨時総会は、支部理事会において必要と認めたとき、又は支部正会員 3 分の 1 以上から開催の請求があったときに支部長が召集する。

3 支部総会の議決事項は次の各号とする。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 支部規約に関すること
- (3) 支部役員を選定
- (4) その他理事会が必要と認めた事項

(支部理事会)

第 12 条 支部理事会は、支部長が必要と認めたとき、又は支部理事 3 分の 1 以上から開催の請求があったとき開催する。

2 支部理事会は、第 5 条に規定する役員をもって構成し、次の各号について議決する。

- (1) 支部事業の計画及び収支予算
- (2) 支部総会に付議する事項
- (3) 支部規約運営細則の制定又は変更
- (4) その他支部三役会が必要と認めた事項

3 支部長は前項第 1 号の事業計画及び収支予算について、事業年度の前年の 10 月末日までに、本会会長に報告するものとする。

(支部三役会)

第 13 条 支部三役会は、支部長が必要と認めたとき開催する。

2 支部三役会は、支部長、副支部長及び支部常任理事をもって構成し、支部の事業を推進するために必要な職務を行う。

(会議の議決)

第 14 条 会議の議長は、支部長が務める。

2 支部総会は正会員の過半数以上の出席、支部理事会は第 5 条に規定する役員の過半数以上の出席、支部三役会は支部三役の過半数以上の出席により成立する。

3 会議の議決は、出席者の過半数以上をもって決議とし、可否同数のときは議長が決する。

4 支部規約の変更は出席正会員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

5 欠席する正会員は、出席する正会員へ委任することができる。

6 前項による委任は、出席とみなす。

(事務局)

第 15 条 支部の事務を処理するため支部事務局を置き、支部事務局長、支部事務局次長及び支部事務局員は支部長が選定する。ただし、報酬が伴うときの契約者は報酬を受ける者と本会会長とするが、現場での監理監督は支部長が行うものとする。

(経費及び事業年度)

第 16 条 支部の経費は、本会運営規則第 25 条に定める支部交付金、事業から生じる収入、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 17 条 事業計画書、収支予算書については、支部理事会の議決を受けることとし、支部総会に報告しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 18 条 事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、支部監事の監査を受け、支部理事会の承認を経て支部総会に提出し議決を受けることとする。

(会計)

第 19 条 支部の会計は、本会が定めた会費規則、運営規則、会計処理規則、事務局職員就業規則、契約社員就業規則、臨時職員就業規則、パートタイム職員就業規則及び費用弁償報酬規定に準ずるものとする。

2 旅費に関する支部の会計は、別に定める規則によるものとする。

(会費)

第 20 条 支部の会費は、本会会費規則第 2 条に定める額とする。ただし、賛助会員は一口年額 5,000 円を単位とする。

(委員会)

第 21 条 支部の事業を推進するため、支部総会の議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者から支部長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、支部総会の決議による。

(分会)

第 22 条 第 4 条の地域で、遠隔の地区や相当数の会員をもつ地区で支部活動の円滑化を図るため特に必要と認めるときは、支部総会の決議を経て支部の補助機関として分会を設けることができる。

2 分会は、第 1 条から第 12 条までの支部を分会、支部長を分会長、副支部長を副分会長及び支部理事を分会理事と読み替えて規約を作成することができる。

(部会)

第 23 条 支部活動の円滑化を図るため特に必要と認めるときは、支部総会の決議を経て支部の補助機関として部会を設けることができる。

2 部会は、第 1 条から第 4 条、第 5 条第 1 号から第 3 号、第 6 条から第 12 条までの支部を部会、支部長を部会長、副支部長を副部会長及び支部理事を部会委員と読み替え、必要な場合にはその他の役員を置いて規約を作成することができる。ただし、役員の数については、部会長を除き 1 名以上とする。

附 則

この規約は、昭和 55 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

1 この規約は、昭和 60 年 2 月 2 日から施行する。

2 (社)北海道建築士会定款施行規則第 5 条の 2 の改正については、昭和 61 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、昭和 63 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 63 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

ただし、社団法人北海道建築士会の、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める一般法人の設立の登記の日までは、一般社団法人を社団法人と読み替える。

附 則

この規約は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。